

# 企画競争説明書

業務名称：ネパール国基礎教育の質の向上支援プロジェクト

調達管理番号：23a00732

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとし

「第3章 4.（2）上限額について」に示した上限額を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年3月27日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2024年3月27日

## 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

## 3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ネパール国基礎教育の質の向上支援プロジェクト
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2024年6月 ～ 2029年6月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の8%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の8%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の8%を限度とする。
- 4) 第4回（契約締結後37ヶ月以降）：契約金額の8%を限度とする。
- 5) 第5回（契約締結後49ヶ月以降）：契約金額の8%を限度とする。

#### 4. 担当部署・日程等

##### (1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者メールアドレス：[Nomura.Naoyuki@jica.go.jp](mailto:Nomura.Naoyuki@jica.go.jp)

##### (2) 事業実施担当部

人間開発部基礎教育グループ基礎教育第一チーム

##### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年 4月 2日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年 4月 3日 12時
3	質問への回答	2024年 4月 8日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2024年 4月 19日 12時
6	プレゼンテーション	2024年 4月 24日 14時～17時
7	評価結果の通知日	2024年 5月 8日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から 起算して7営業日以内 (申込先： <a href="https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE">https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

## 5. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2023年10月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

### (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」に示される手順に則り依頼ください(依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4. (3) 日程」参照)。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」については、

プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛、  
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール
  - ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
  - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

### (2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

### (1) 提出期限：上記4. (3) 参照

### (2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

### 1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。

- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_ (調達管理番号)\_ (法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

### (3) 提出先

#### 1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

#### 2) 見積書 (本見積書及び別見積書)

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：(調達管理番号)\_ (法人名)\_見積書  
〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1)の経費と2)～3)の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします)。

#### 3) 別提案書 (第3章4. (2)に示す上限額を超える提案)がある場合

GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3)の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

### (4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料
- 3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

## 9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

### （1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

#### 2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

### 11. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。2023年11月から2024年1月に公示した案件を対象として試行的に実施していましたが、4月末まで期間を延長します。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。



## 第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

#### 1. 企画・提案を求める水準

##### 【JICAが主な活動レベルまでを提示する場合】

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

#### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	本プロジェクト成果の全国展開を想定した 他パートナーとの連携の方策	第3条2.（4）③
2	統合カリキュラム実践状況の調査・分析の 方法	第4条2.（1）①
3	TPD 研修の整備	第4条2.（1）②
4	地方政府（LG）及び学校ベースの TPD 活動 の持続的な実施推進・強化のための方策	第4条2.（1）③
5	本邦研修	第4条2.（2）

### 3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
  - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
  - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

#### 【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

## 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

## 第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2023年9月～10月
- ・ RD署名：2024年3月20日

## 第3条 実施方針及び留意事項

### 1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

### 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

#### (1) JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）「教育」としての協力

本事業では、低学年（基礎教育1～3年生<sup>1</sup>）算数学力の向上に向けて、前案件「教育の質向上支援プロジェクト」（2019年1月～2024年1月）で開発された教師用指導書、児童用ワークブック、自習用教材を効果的に活用した新カリキュラム（統合カリキュラム<sup>2</sup>）の実施を強化するために、地方政府（Local Government。以下、「LG」という。）レベルでの教員の職能開発（Teacher Professional Development。以下、「TPD」という。）の在り方や、州の教育研修センター（Education Training Center。以下、「ETC」という）による教員研修の実施方法の改善に取り組む。これはJICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）「教育」における「教科書・教材開発を通じた学びの改善クラスター」の戦略に位置づけられる。本クラスターの「適切な教科書教材の提供が可能となり、教員による、これらの教材を活用した適切な学習支援を提供する環境を整備することが、子どもたちの能動的な学習時間の増加につながり、結果として

<sup>1</sup> ネパールの教育制度は、基礎教育が8年間（第1学年～第8学年）、中等教育が4年間（第9学年から12学年）という構成である。低学年とは、第1～3学年を指す。基礎教育の8年間は、義務教育とされている。なお、基礎教育学校への入学年齢は5歳である。

<sup>2</sup> ネパール語・算数・英語・身の回りの環境の4教科について、授業時間割や教材は教科別のままだが、各教科で学習領域（単元名・構成）を統一し、教科横断的に学習するものである。

基礎学力の向上が実現する」というセオリーに基づいた業務方針が立てられるものとする。

## (2) ネパールの行政体制と全国普及

ネパールの行政構造は、州、郡、LG という順の3層になっており、7州77郡753LGが存在する。連邦制の導入により、基礎教育（および中等教育）に関する教育行財政は基本的にLGが権限を持つことになり、共通枠組みの提供や標準化が連邦政府の主たる役割となった。他方、連邦政府からの指示関係が存在せず、LGにおける戦略・実施計画の立案・実施能力も十分とはいえない中で、連邦政府が各LGの現状を必ずしも把握していないことが指摘されている。

各州には教育研修センター（ETC）が設置され、州政府が運営している。各郡には教育開発調整ユニット（EDCU）が中央の出先機関として設置されており、連邦政府と州・LGの調整を行っている。しかし、郡はLGの集合体に過ぎず、行政単位としては機能していない。LGには行政権限が委譲されており、教育セクター予算の9割がLGに割り当てられている。国定教科書も存在せず、各LGまたは学校が連邦教育省（CDC）の承認を受けた教材の中から使用する教材を決定し、印刷・配布の予算執行を行う。また、LG間に行政上の横の繋がりはなく、相互の情報共有の仕組みが存在するわけではない。

この行政体制を踏まえた上で、いかに縦・横の繋がりを構築してプロジェクトの成果を普及させるか、本事業の開始当初から戦略立てていく必要がある。

## (3) 実施体制及び業務分担

総括／教員教育 1／援助協調、教員教育 2／低学年算数教育、教育評価分析 1（統合カリキュラム含む、ICT／研修デザイン 1、教育評価分析 2／研修デザイン 2 という分野と業務分担で専門家の体制を想定する。

なお、先方の意向を考慮し、一度の滞在日数を長く取って業務を遂行する計画を立てることとする。

また、本事業にて、教員教育／低学年算数教育の直営専門家をプロジェクト期間5年間通して1名派遣予定である。本事業はLGでのローカル人材強化、学校・教員の支援に重点を置いており、同国に長期滞在して対象郡のLGを巡回し、現場での情報を収集しつつ恒常的な支援をする専門家が必要とされる。対象郡でのTPD実践支援にあたっての体制構築、LG及び学校ベースのTPD研修体制整備が主な活動内容となる。受注者は、同直営専門家と密なコミュニケーションを図り、プロジェクト全体の成果達成を目指すものとする。同専門家は、次項②の個別専門家「教育アドバイザー」とは異なり、本事業の中で業務を実施する。同専門家の具体的な業務内容は別添「（参考）別途派遣する専門

家の業務内容」の通り。

(4) 想定する具体的な事業連携（技術協力プロジェクト、個別専門家、他ドナー）

①技術協力プロジェクト「教育の質の向上支援プロジェクト」（2018年～2024年）では、低学年を対象として児童用算数教材（ワークブック）及び教師用ハンドブックを開発及び改訂、追加 TPD 研修や校長研修の実施による教員の指導力強化、LG による学校・コミュニティ・保護者に対する支援強化という成果があった。他方、開発された教材が LG によって全ての学校で確実に配布されることや、少数のパイロット LG（753LG 中の 4LG）だけではなく全国に展開することを見通しての活動を目指すべきことが課題として挙げられた。本事業では、これらの課題を踏まえ、既往案件の成果が全国へ裨益することを目指し、全国の LG への支援効果の普及を、研修教材ツールのオンライン共有や好事例集の配布を通して実践する。

②個別専門家「教育アドバイザー」を、2024年5月に派遣予定である。教育科学技術省（Ministry of Education, Science and Technology。以下、「MoEST」という）本省及び教育人材開発センター（Center for Education and Human Resource Development。以下、「CEHRD」という）において、学校教育セクター計画（School Education Sector Plan。以下、SESP という）を達成するための政策提言や政策立案・管理能力の強化、本事業が SESP の一環として実践されるための助言等を行う。同専門家の具体的な業務内容は別添「（参考）別途派遣する専門家の業務内容」の通り。

③教育セクターにおいてプール財政支援方式を採用しているネパールでは、この財政支援パートナー（JFP）の動向を随時確認し、情報共有や連携に取り組むことが重要となる<sup>3</sup>。各ドナー機関が重視する拠出執行のための指標（DLI）の達成状況も把握し、本事業の活動と相乗効果が得られるように、各ドナーに働きかけることが期待される。特に関連のある領域を重点とする開発パートナーは、USAID、世界銀行、フィンランド、アジア開発銀行、等。

(5) ジェンダー及びソーシャルインクルージョン

本事業では、調査・分析、作成する教材や研修実施等においてジェンダー平等及びジェンダー主流化推進、カースト・民族への配慮の観点を取り入れる。ま

---

<sup>3</sup> ネパール教育セクターでは、各ドナー機関が学校教育セクター計画（SESP）において設定されている優先課題の達成を支援しています。本プロジェクトの活動がSESPの成果達成の一環として位置づけられ、SESPの成果達成に向けてJICAの取り組みが主流化され、全国展開されるような戦略を立てることに鑑み、本プロジェクトでは各ドナーと具体的にどういったかたちでの援助協力が想定できるか、プロポーザルで提案してください。

た、ベースライン調査、ミッドライン調査、エンドライン調査にて男女別、カースト・民族別にデータを分析、提示し、プロジェクト目標の指標及び目標値について、男女別、カースト・民族別に数値を設定する。

#### (6) 成果3に関する活動の対象郡<sup>1</sup>

別紙「案件概要表」3. (2) のとおり、成果3については、全7州の各州から1郡ずつ選定された計7郡において、郡内の全LG（合計79LG）を対象に活動を展開する。各郡内においてLGを2グループに分け、一方をプロジェクト前半に対象とし（第1バッチ）、もう一方を後半に対象とする（第2バッチ）。グループの分け方については、カウンターパート（以下「C/P」という。）と協議の上決定する。第1バッチ終了時にミッドライン調査としてC/Pと合同モニタリングを実施し、プロジェクト介入の成果を評価する。第2バッチへの介入内容や方法については、ミッドライン調査の結果を反映したものとす

## 第4条 業務の内容

### 1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

### 2. 本業務にかかる事項

#### (1) プロジェクトの活動に関する業務

##### ① 成果1に関わる活動

活動 1-1：2023/24 年度にカリキュラム開発センター（Curriculum Development Center。以下、「CDC」という）によって実施される統合カリキュラムの効果についての評価の調査結果をレビュー・分析する。

活動 1-2：統合カリキュラムの実践状況の評価を行うために、関連する中央レベル機関で構成されるタスクチームを立ち上げる。

活動 1-3：統合カリキュラム実践状況について、ジェンダー平等、ソーシャルインクルージョンの観点を含めた包括的な調査をデザインする。

活動 1-4：統合カリキュラムの実践状況調査を実施する<sup>4</sup>。

活動 1-5：1-4 のデータを分析し、調査結果をまとめる。

活動 1-6：統合カリキュラム改善に向けての提言を含む報告書を作成する。

活動 1-7：統合カリキュラム実践を強化するため、ジェンダー平等、ソーシャルインクルージョンの観点を含め、担当機関が優先的活動に取り組む。

<sup>4</sup> CDCが実施予定の統合カリキュラムの効果についての調査結果（インパクト調査）を参考にして統合カリキュラム実践状況の調査・分析を行うこととしているが、CDCのインパクト調査実施の動向を踏まえTPD支援に繋げるためにより効果的な統合カリキュラム実践状況の調査・分析の方法をプロポーザルで提案してください。

## ② 成果2に関わる活動

活動 2-1：統合カリキュラムに関する研修の実施状況と実施形態について、研修実施 報告書で進捗状況を確認するとともに、7ETCs からデータを収集する。

活動 2-2：統合カリキュラムに関する既存の研修カリキュラムや研修資料（トレーナーガイド、研修教材など）をレビュー・分析する。

活動 2-3：ハイブリッド形式（対面、オンライン、バーチャル形式）に対応できるように、研修内容を整理し、デザインする<sup>5</sup>。

活動 2-4：統合カリキュラムに関する TPD 研修の内容／教材をハイブリッド形式に合うよう開発する。（統合カリキュラムに関する研修受講者補助教材（TRM）も含む。）

活動 2-5：開発されたハイブリッド形式の TPD 研修とその教材に関するオリエンテーションを連邦及び ETC の関係者に提供する。

## ③ 成果3に関わる活動

活動 3-1：「教育の質の向上支援プロジェクト」によって開発された教師用指導書、児童用ワークブック、自習用教材を使って低学年算数を強化するためのオリエンテーション教材を開発する。

活動 3-2：LG がロースター・エキスパート（Roster Expert：RE<sup>6</sup>）を動員するのを支援する。

活動 3-3：TPD 支援活動についての戦略が LG によって立てられるよう支援する。

活動 3-4：学校レベルの TPD 活動について、LG が RE へガイダンスを提供するよう支援する。

活動 3-5：オリエンテーション教材を活用して、LG と RE にオリエンテーション／研修を提供する。

活動 3-6：RE が校長と協力し、特に低学年担当教員に重点を置いた算数授業の改善のための学校ベースの研修を計画／実施するように学校をモニタリング及び支援する<sup>7</sup>。（カスタマイズ研修のフォローアップ）

活動 3-7：学校ベースの TPD が実施されるよう支援する。（例 授業研究、ピアラーニングなど。活動を学校改善計画に組み込む。）

活動 3-8：学校が TPD 活動を見直し、振り返り、改善するのを支援する。

活動 3-9：学校が実践を通して好事例や課題を特定するのを支援する。

---

<sup>5</sup> 遠隔地も含めてより広い範囲で効率的・効果的に多くの教員が統合カリキュラムに関する TPD 研修を受講できるためには、ハイブリッド形式での研修にも対応する必要があります。ネパールにおける様々な状況を考慮し、適切なハイブリッド形式での TPD 研修のデザインについて、ETC 及び LG にて想定している ICT の活用方法（使用機材も含む）とともにプロポーザルで提案してください。

<sup>6</sup> 学校支援員として各 LG で登録される退職教員や大学教員など。

<sup>7</sup> 連邦制で地方分権が進んでいるネパールでは、LG レベルのローカル人材の強化と持続可能な教員支援体制の確立が重要であり、本案件では LG でのロースター・エキスパート（RE）の活用と強化を目指しています。RE の活用に基づく LG 及び学校ベースでの TPD 支援について、具体的な方策をプロポーザルで提案してください。

#### ④ 成果 4 に関わる活動

活動 4-1：教育開発調整ユニット（Education Development Coordination Unit：EDCU）によって、郡内の LG 間で経験が共有されるように支援する。

活動 4-2：SESP 支援の関連する他のプログラム（メンタリング、低学年読み書きなど）や開発協力機関等と進捗状況や課題を共有する。

活動 4-3：分析結果をまとめ、好事例と教訓を記録・文書化する。

活動 4-4：地方／学校レベルで実施された TPD 活動に基づいた普及教材を開発する。

活動 4-5：メディアを含む様々な手段を通して、経験を全国に共有する<sup>8</sup>。

### （2）本邦研修・招へい

本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、研修・招へい日程を確定した後、発注者・受注者協議の上で、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの <sup>9</sup> 。
実施回数	合計 2 回
対象者	教育セクターに従事する中央・地方行政官、校長、教員、RE 等
参加者数	16 名程度/回
研修日数	17 日程度（移動日を含む）/回

### （3）その他

#### ① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出

<sup>8</sup> 低学年授業改善のための TPD 活動に関する好事例や教訓を広く共有し、本プロジェクトの全国的な展開につなげることを目指しています。地方分権が強く、郡・州から LG 及び LG 相互間の関係が構築されていないという課題がある中で、好事例や教訓の共有をどのように実践すべきか、媒体、ツールも含めて具体的にプロポーザル提案してください。

<sup>9</sup> 本プロジェクトの目的や活動内容に照らし合わせて、今後も現地でキーパーソンとなるような人材を育成することに鑑み、具体的な内容についてプロポーザルで提案してください。



する。

- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
  - データ格納媒体：CD-ROM（CD-ROMに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
  - 位置情報の含まれるデータ形式：KMLもしくはGeoJSON形式。ラスターデータに関してはGeoTIFF形式。（Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

## ② ベースライン調査

受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。なお、活動1-4.「統合カリキュラムの実践状況調査を実施する。」、活動2-1.「統合カリキュラムに関する研修の実施状況と実施形態について、研修実施報告書で進捗状況を確認するとともに、7ETCsからデータを収集する。」及び活動2-2.「統合カリキュラムに関する既存の研修カリキュラムや研修資料（トレーナーガイド、研修教材など）をレビュー・分析する。」についても、ベースライン調査の一環として実施する。

- 具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者およびC/Pと協議、合意する。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及びC/Pと協議、合意する。
- 受注者は、全国読み書き・計算力テスト（NARN）の実施時期や内容をC/Pに確認の上、調査結果を相互に比較、参照できるように調査項目との連動について協議する。
- 受注者は、C/P及びネパール教育セクター関係者に結果を共有する。

③ インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

本業務では当該項目は適用しない。

⑤ ミッドライン調査

本業務では、成果3において対象郡内のLGを2グループに分けて、プロジェクト期間前半／後半の活動の対象とする（第1バッチ／第2バッチ）ため、第1バッチ終了時に、前半対象のLGを実験群、後半対象のLGを統制群として、プロジェクト介入の効果を測る。本報告書には調査結果だけでなく、結果を踏まえた第2バッチの展開計画も記載する。

➤ 受注者は、C/P及びネパール教育セクター関係者に結果を共有する。

⑥ エンドライン調査

プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P及びネパール教育セクター関係者に結果を共有する。

➤ 受注者は、C/Pとの共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/Pと協議、合意する。

➤ 受注者は、全国読み書き・計算力テスト（NARN）の実施時期や内容をC/Pに確認の上、調査項目との連動について協議する。

⑦ 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑧ ジェンダー主流化、ソーシャルインクルージョンに資する活動

合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化、ソーシャルインクルージョンの取組及び指標の達成のための活動を実施する。

➤ ジェンダーバランス、カースト・民族バランスなど多様性の視点に立った実施体制を採る。また、事業対象者が各自のジェンダー、カースト・民族によって参加が困難とならないよう、包摂のための工夫をする。

➤ さらに、データ収集の際は、ジェンダー別、カースト・民族別に収集・分析を行い、定量/定性的効果を可能な限りジェンダー別、カースト・民族で把握

する。成果やインパクトの発現状況をモニタリングし、問題が発生した場合は適宜対応する。

## 第5条 報告書等

### 1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	業務開始から 1 カ月以内	日本語 英語	電子データ	
ベースライン調査報告書（ベースライン以降の調査計画を含む）	別途指定	日本語 英語	電子データ	
モニタリングシート	別途指定 （半年に 1 回以上の頻度）	日本語 英語	電子データ	
ミッドライン調査報告書（ミッドライン分析結果を踏まえた普及戦略含む）	別途指定	日本語 英語	電子データ	
エンドライン調査報告書	別途指定	日本語 英語	電子データ	
事業完了報告書	契約履行期限末日	日本語 英語	簡易製本	日本語 2 部 英語 4 部
			CD-ROM	2 部

- 事業完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の

確認・修正を経て、最終化する。

- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針（JICA グローバル・アジェンダにおける位置づけを含む）
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ ベースライン調査、ミッドライン調査、エンドライン調査の計画
- ⑦ 業務フローチャート
- ⑧ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑨ 要員計画
- ⑩ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑪ その他必要事項

(3) ベースライン調査報告書

第4条2. (3) ②を参照のこと。

(4) ミッドライン調査報告書

第4条2. (3) ⑤を参照のこと。

(5) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(6) エンドライン調査報告書

第4条2. (3) ⑥を参照のこと。

(7) 事業完了報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、事業完了報告書にも添付する。（電子データの提出。製本版を作成した場合は製本版も併せて提出する。）

- (1) 統合カリキュラム実践状況調査報告書（活動 1-6 に基づく）
- (2) 統合カリキュラムに関する TPD 研修ハイブリッド形式実施パッケージ（活動 2-3, 2-4 に基づく）
- (3) 統合カリキュラムに関する研修受講者補助教材（活動 2-4 に基づく）
- (4) 低学年算数を強化するための LG 向けオリエンテーション教材（活動 3-1 に基づく）
- (5) 低学年授業改善のための TPD 活動に関する好事例・教訓の普及教材（活動 4-3, 4-4 に基づく）

### 3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

### 第6条 再委託

本業務では、再委託を想定していない<sup>10</sup>。

### 第7条 機材調達

受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	プロジェクター (ETC用)	ハイブリッド形式で TPD研修を実施する のに相応しいスペ ックのもの。	7(全7 州分)	事業用物品	本見積
2	プロジェクター (LG用)	ETC等から中継する オンライン研修用に 相応しいスペックの もの。	79(対象 LG分)	事業用物品	本見積
3	ラップトップ (LG用)	本事業実施にあたっ てプロジェクトスタ ッフが業務に利用す るのに相応しいスペ ックのもの。	79(対象 LG分)	事業用物品	本見積

<sup>10</sup> ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託による必要がある理由を詳述し、協議する。

4	スクリーン（LG用）	100インチ程度。 ETC等から中継する オンライン研修用。	79（対象 LG分）	事業用物品	本見積
5	複合機（LG用）	研修資料を印刷する のに相応しいスペッ クのもの。	79（対象 LG分）	事業用物品	本見積

#### 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 案件概要表

## 1. 案件名（国名）

国名：ネパール

案件名：基礎教育の質の向上支援プロジェクト

The Project for the Improvement of Basic School Education

## 2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における教育セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ネパールの基礎教育<sup>11</sup>純就学率は89.4%（2015/16年度）から96.1%（2022/23年度）に改善されたが、教育の質については依然として課題がある。特に算数の学力については、2020年の全国学力調査（National Assessment of Student Achievement。以下、「NASA」という<sup>12</sup>）の結果によると、基礎教育8年生の平均到達度<sup>13</sup>は、2017年実施の前回調査を下回り、67.9%もの生徒が6段階中3以下の学力レベル<sup>14</sup>を示している。また、アクセスが困難な山間部の州は平均到達度が低く、都市部の州は平均到達度が高いという州による格差があり、男子の平均到達度は490、女子は478と、女子は男子よりも低い。

ネパール教育科学技術省（Ministry of Education, Science and Technology。以下、MoESTという）は、学校教育セクター計画（School Education Sector Plan。以下、SESPという）（2022/23～2031/32年度）において、教育の質の強化を主要課題の一つとして、教員の職能開発（Teacher Professional Development。以下、「TPD」という）、地方政府（Local Government。以下、「LG」という。）<sup>15</sup>による教員への継続的な支援体制の構築を掲げ、州・LG・学校の各レベルにおける教員研修の枠組みを設けている。しかし、その研修実施体制の整備が必要であること、2019年に導入された新カリキュラム<sup>16</sup>への教員の理解が十分でないこと等の課題がある。

こうした状況に対しJICAは、基礎教育低学年（1～3年生）の算数の学力向上を目

<sup>11</sup> ネパールの教育制度は、基礎教育が8年間（第1学年～第8学年）、中等教育が4年間（第9学年から12学年）という構成である。基礎教育の8年間は、義務教育とされている。なお、基礎教育学校への入学年齢は5歳である。

<sup>12</sup> [https://ero.gov.np/upload\\_file/files/post/1673576466\\_1947538526\\_NASA%202020%20Report%20final%20for%20Web.pdf](https://ero.gov.np/upload_file/files/post/1673576466_1947538526_NASA%202020%20Report%20final%20for%20Web.pdf) 参照。

<sup>13</sup> 学習到達度（Student Achievement Score）は、前回調査（2017年）の平均到達度を500として、 $500 + PV$ （plausible values） $\times 50$ という式で算出されている。なお、2020年の算数平均到達度は483である。（NASA2020, p. 38）

<sup>14</sup> NASAの算数テストのレベルの分け方は、次の通りである。  
レベル1：基本レベル以下（到達度395以下）、レベル2：基本レベル（到達度395～448）、レベル3：能力レベル1（到達度448～501）、レベル4：能力レベル2（到達度501～553）、レベル5：能力レベル3（553～606）、レベル6：上級レベル（606以上）（NASA2020, pp. 40-41）

<sup>15</sup> 地理的単位としては、州、郡、LGの順の規模である。LGは地理的には州や郡に属しているものの、行政単位としては分権され、独立している。

<sup>16</sup> 「統合カリキュラム」と呼ばれる。ネパール語・算数・英語・身の回りの環境の4教科について、授業時間割や教材は教科別のままだが、各教科で学習領域（単元名・構成）を統一し、教科横断的に学習するものである。



的とした技術協力「教育の質の向上支援プロジェクト」（2019～2024年）を実施し、児童用算数教材（ワークブック）及び教師用指導書の開発、校長・教員研修、教育の質向上に向けたLGへの働きかけや学校活動の推進のパイロット活動を行った。その結果、パイロット校では授業の質や児童の学力・モチベーションが、非パイロット校と比較して有意に向上し、開発した教材・教師用指導書の有効性も確認された（2023年エンドライン調査）。

そこで本事業は、先行案件で開発した教材を活用して、TPD研修の整備、学校・教員支援体制の強化拡充に取り組み、その好事例を広く普及することを通して、ネパール全国の基礎教育1～3年生の児童の算数の学力向上を目指すものである。

## （2）当該国に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

本事業は、州教育研修センター（Education Training Center。以下、「ETC」という）やLGへの支援を通じてネパールの教育セクターの自立的発展を後押しするものであり、我が国の対ネパール国別開発協力方針（2021年9月）において示されている、地方政府のガバナンス能力向上やコミュニティの能力強化及び人材育成に資するものである。

また、JICA課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）「教育」における「教科書・教材開発を通じた学びの改善クラスター」に本事業を位置づけ、「適切な教科書教材の提供が可能となり、教員による、これらの教材を活用した適切な学習支援を提供する環境を整備することが、子どもたちの能動的な学習時間の増加につながり、結果として基礎学力の向上が実現する」というセオリーに基づいて実施する。すなわち、ネパールで新たに導入された統合カリキュラムの実践強化に向けて、とりわけ算数に焦点をあてた学校・教員への継続的な支援体制の強化・拡充を通して、既往案件で開発した基礎教育第1～3学年算数分野の教材が授業実践において効果的に活用され、授業改善に資することに取り組み、これを通じて、基礎教育における子どもの学びの改善を目指すとともに、SDGsゴール4「万人の包摂的で衡平な質の高い教育の確保、生涯学習の機会の促進」に貢献する。

## （3）他の援助機関の対応

ネパールの教育セクターにおいては、セクター計画実施のための財政支援をプールする方式が採用されており、8機関・基金が財政支援パートナー（Joint Financing Partners。以下、「JFP」という）<sup>17</sup>となっている（JFP総額は5年間で約780百万USドル、SESP実施にかかる政府予算も含めた総予算の7%を占める）。SESPの成果達成に向けてJFP各機関が重視する拠出執行のための指標（Disbursement Linked

<sup>17</sup> SESPのJoint Financing PartnersによるSESP前半5年までの投資予定額内訳は次の通り。Asian Development Bank (ADB) ; US\$200百万、European Union (EU) ; 38百万Euro、フィンランド ; 19百万Euro、Global Partnership for Education (GPE) ; US\$60百万、ノルウェー ; US\$18百万、UNICEF ; US\$2.5百万、United States Agency for International Development (USAID) ; US\$17百万、World Bank (WB) ; US\$100百万

Indicators。以下、「DLI(s)」という)を政府と合意し、“Joint SESP DLI Framework”に取り纏め、毎年実施される合同レビューにて各 DLI の達成状況を確認したうえで、各機関がそれぞれ合意している拠出を執行する。なお、フィンランド、ノルウェー、UNICEF は DLI を設定せず、あらかじめ合意した活動に対して年毎に支出することになっている。

フィンランドは 2024 年からは次期プロジェクトを開始予定であり、3 州各 20LGs を対象として、教科には特化せずに教授法に焦点を当てた支援を計画している。

世界銀行は、新型コロナウイルスの影響を受けた基礎教育 3~8 年生の学習ロス・リカバリー計画である“ReAL plan”（2023~2028 年）に財政支援している。このフェーズ 2 は 2025 年から開始予定である。

USAID は 2014 年~2019 年に“Early Grade Reading Program(EGRP)”を実施し、基礎教育 1~3 学年児童の基礎的な読み書き強化を支援した。2023 年からは既存の郡に 10 郡を加え計 48 郡で LG の能力強化に力点を置きながら、教員を含めた学校レベルでの能力開発を行っている。

このように SESP 実施枠組みのもと、教員へのサポートや授業モニタリング、継続的なアセスメントに関する体制・メカニズム構築は重点課題として位置づけられていることから、本事業においても開発パートナーとの情報共有や連携をタイムリーに図り、全国で導入可能な枠組みの構築、実践強化に資するよう、SESP と連動して活動を推進することが肝要である。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業目的

本事業は、ネパール全国において、学校現場で継続的な教員職能開発の支援体制の整備や人材強化に取り組み、授業改善に向けた好事例を全国で共有することにより、低学年算数のカリキュラム実践の強化を図り、もって基礎教育課程の児童生徒の基礎レベルの算数の学びの改善に寄与するもの。

#### (2) プロジェクトサイト／対象地域名

ネパール全国

ただし、成果 3 については、全 7 州の各州から 1 郡ずつ選定（計 7 郡）し、郡内の全 LG を対象に活動を展開する：

Sankhuwasabha 郡(Koshi 州)、Saptari 郡(Madhesh 州)、Dhading 郡(Bagmati 州)、Syangj 郡(Gandaki 州)、Kapilvastu 郡(Lumbini 州)、Dailekh 郡(Karnali 州)、Kanchanpur 郡(Sudhupachim 州)

#### (3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：MoEST、教育人材開発センター（Center for Education and Human Resource Development。以下、「CEHRD」という）、カリキュ

ラム開発センター(Curriculum Development Center。以下、「CDC」という)、ETC、LGの担当部局の担当官(合計約3500人)  
対象郡内の学校教員(ベースライン調査にて把握する)  
最終受益者:基礎教育課程の教員(約26万人)及び児童(約584万人)

(4) 事業実施期間

2024年6月~2029年6月を予定(計60カ月)

(5) 事業実施体制(暫定)

1) 日本側

総括/教員教育1/援助協調  
教員教育2/低学年算数教育  
教育評価分析(統合カリキュラム含む)1  
ICT/研修デザイン1  
教育評価分析2/研修デザイン2  
教員教育3/低学年算数教育2

2) ネパール側

相手国実施機関はCEHRD及びCDC。カリキュラムに関してはCDC、教員研修に関してはCEHRDが主なカウンターパートとして実務を行う。

(6) 投入(インプット)

1) 日本側

① 専門家派遣:

直営専門家(教員教育/低学年算数教育):60か月

業務実施(合計約95P/M):総括、教員教育、援助協調、ICT、  
低学年算数教育、教育評価分析(統合カリキュラム含む)、研修デザイン

② 機材供与:ICT機材

③ 本邦研修

2) ネパール側

① カウンターパートの配置

② カウンターパートの日当及び交通費

③ 案件実施のための施設

④ ビザの便宜

(7) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

・技術協力プロジェクト「教育の質の向上支援プロジェクト」(2018年~2024

年)

低学年を対象として児童用算数教材及び教師用ハンドブックを開発及び改訂、追加 TPD 研修や校長研修の実施による教員の指導力強化、LG による学校・コミュニティ・保護者に対する支援強化という成果があった。他方、開発された教材が LG によって全ての学校で確実に配布されることや、少数のパイロット LG (753LG 中の 4LG) だけではなく全国に展開することを見通しての活動を目指すべきことが課題として挙げられた。本事業では、これらの課題を踏まえ、既往案件の成果が全国へ裨益することを目指し、全国の LG への支援効果の普及を、研修教材ツールのオンライン共有や好事例集の配布を通して実践する。

・個別専門家「教育アドバイザー」(2022 年 1 月～2024 年 1 月)

SESP を達成するために CEHRD に対して政策提言を実施した。特に学校改善計画の実施・活用状況の調査が行われ、その結果に基づいて学校改善計画作成に関するガイドブックを改訂した。本事業では、このガイドブックを活用しながら学校レベルでの TPD 実施の促進を実施する。

・財政支援方式無償資金協力(2014 年度～2019 年度)

・新留学生プログラム「子どもの学びの改善」(2022 年 10 月～2024 年 10 月、2024 年 10 月～2026 年 10 月)

現在、ETC 教官を 2 名留学生として受け入れている。帰国後に本事業の成果を全国展開させるためのキーパーソンとなることが期待される。また、2024 年 10 月には入れ替わりで新たに留学生を 2 名受け入れ予定である。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

現在ネパールでは草の根技術協力事業「ネパールの低所得地域における映像教育を活用した理数教師の指導力向上と生徒の学力向上に向けた仕組みづくり」が特定非営利活動法人 e-Education によって実施されている。バグマティ州を対象として、教師の指導力と生徒の学力が向上する環境が整備されることを目標とした活動が行われているが、本事業の成果 2 及び 3 に関する活動と連携ができる可能性がある。

他の開発協力機関については 2. (3) の通りであるが、本事業との連携の可能性としては、各機関の次期プロジェクト対象地域が明らかになり次第検討することとし、随時情報共有に努める。

(8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 : C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) ジェンダー分類：【ジェンダー案件】■GI(S)（ジェンダー活動統合案件）  
＜分類理由＞調査にてジェンダー分析を行った結果、女子は男子より算数の習熟度が低いなど、ジェンダーに基づく課題が確認された。本事業では、統合カリキュラム実践における優先事項にジェンダー視点を含めたうえで取り組みを行い、算数の学習到達度について男女別に指標を設定するため。

(9) その他特記事項  
特になし。

#### 4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：児童生徒の基礎レベルの算数の学びが改善される。  
指標及び目標値：NASAの基礎教育5年生の算数テスト結果が、2025/2026年度の結果と比較して、●%向上する。

(2) プロジェクト目標：TPD活動を通して、低学年算数カリキュラムの実践が強化される。

指標及び目標値：①統合カリキュラムに基づいた低学年算数の授業が改善される。  
②対象郡において基礎教育3年生算数の学習到達度の平均<sup>18</sup>がX%からY%に向上する。  
(ベースライン調査<sup>19</sup>の結果を踏まえて男女別に数値を設定。)

(3) 成果

成果1：統合カリキュラム実践状況が調査・分析される。

成果2：TPDフレームワークに沿った統合カリキュラムに関する教員研修の普及がハイブリッド形式で促進される。

成果3：LGの支援のもと算数に重点をおいた低学年の授業改善のための学校レベルのTPD活動が継続的に実施される

成果4：算数基礎学力の向上に向けて、低学年授業改善のためのTPD活動に関する好事例や教訓が全国的に共有される。

(4) 主な活動

1-1. 2023/24年度にCDCによって実施される統合カリキュラムの効果についての評価の調査結果をレビュー・分析する。

<sup>18</sup> 基礎教育3年生を対象に行われている読み書き・計算力テスト”National Assessment for Reading and Numeracy (NARN)”には、学習到達度の平均がパーセンテージで示されている。

<sup>19</sup> NARNの実施時期または結果も考慮し、ベースライン・ミッドライン・エンドライン調査を実施することを想定。

- 1-2. 統合カリキュラムの実践状況の評価を行うために、関連する中央レベル機関で構成されるタスクチームを立ち上げる。
- 1-3. 統合カリキュラム実践状況について、ジェンダー平等の観点を含めた包括的な調査をデザインする。
- 1-4. 統合カリキュラムの実践状況調査を実施する。
- 1-5. 1-4 のデータを分析し、調査結果をまとめる。
- 1-6. 統合カリキュラム改善に向けての提言を含む報告書を作成する。
- 1-7. 統合カリキュラム実践を強化するため、ジェンダー平等の観点を含め、担当機関が優先的活動に取り組む。
- 2-1. 統合カリキュラムに関する研修の実施状況と実施形態について、研修実施報告書で進捗状況を確認するとともに、7ETCs からデータを収集する。
- 2-2. 統合カリキュラムに関する既存の研修カリキュラムや研修資料（トレーナーガイド、研修教材など）をレビュー・分析する。
- 2-3. ハイブリッド形式（対面、オンライン、バーチャル形式）に対応できるように、研修内容を整理し、デザインする。
- 2-4. 統合カリキュラムに関する TPD 研修の内容／教材をハイブリッド形式に合うよう開発する。（統合カリキュラムに関する研修受講者補助教材（TRM）も含む。）
- 2-5. 開発されたハイブリッド形式の TPD 研修とその教材に関するオリエンテーションを連邦及び ETC の関係者に提供する。
- 3-1. 「教育の質の向上支援プロジェクト」によって開発された教師用指導書、児童用ワークブック、自習用教材を使って低学年算数を強化するためのオリエンテーション教材を開発する。
- 3-2. LG がロースター・エキスパート（Roster Expert : RE<sup>20</sup>）を動員するのを支援する。
- 3-3. TPD 支援活動についての戦略が LG によって立てられるよう支援する。
- 3-4. 学校レベルの TPD 活動について、LG が RE へガイダンスを提供するよう支援する。
- 3-5. オリエンテーション教材を活用して、LG と RE にオリエンテーション／研修を提供する。
- 3-6. RE が校長と協力し、特に低学年担当教員に重点を置いた算数授業の改善のための学校ベースの研修を計画／実施するように学校をモニタリング及び支援する。（カスタマイズ研修のフォローアップ）
- 3-7. 学校ベースの TPD が実施されるよう支援する。（例 授業研究、ピアラーニングなど。活動を学校改善計画に組み込む。）
- 3-8. 学校が TPD 活動を見直し、振り返り、改善するのを支援する。

<sup>20</sup> 学校支援員として各LGで登録される退職教員や大学教員など。

- 3-9. 学校が実践を通して好事例や課題を特定するのを支援する。
- 4-1. 教育開発調整ユニット（Education Development Coordination Unit : EDCU）によって、郡内の LG 間で経験が共有されるように支援する。
- 4-2. SESP 支援の関連する他のプログラム（メンタリング、低学年読み書きなど）や開発協力機関等と進捗状況や課題を共有する。
- 4-3. 分析結果をまとめ、好事例と教訓を記録・文書化する。
- 4-4. 地方／学校レベルで実施された TPD 活動に基づいた普及教材を開発する。
- 4-5. メディアを含む様々な手段を通して、経験を全国に共有する。

## 5. 前提条件・外部条件

- (1) 前提条件 ETC においてハイブリッド形式による研修促進に必要とされる機材が特定される。  
対象郡がアクセス可能であり、治安が良好である。
- (2) 外部条件 対象郡で地震等の大規模な自然災害や大規模な感染症が発生しない。LG がプロジェクトに参画する体制を整備する。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ラオス国「理数科現職教員研修改善プロジェクト」（評価年度 2017 年）では、本事業が開発を支援した教材のボリュームが大きく、教員が十分に活用するのに適切ではないという課題が生じ、教員の能力も考慮した適切な量と内容の教材開発をすべきであるとの教訓が得られた。

本事業では、現場の実情とプロジェクトの支援内容に齟齬が生まれまいよう、LG 及び学校レベルでの現地人材の主体的な活動支援に重点を置き、現地人材が活用することに十分考慮した教材の開発をプロジェクト計画に反映させた。

## 7. 評価結果

本事業は、ネパールの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、基礎教育の質の向上を通じて子どもの学びの改善に資するものであり、SDGs ゴール 4「万人の包摂的で衡平な質の高い教育の確保、生涯学習の機会の促進」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標  
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール  
事業開始 2 カ月以内      ベースライン調査  
事業終了 3 年後          事後評価

以上

## 共通留意事項

## 1. 必須項目

## (1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

## (2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

## (3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

## (4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会



合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

#### (5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

#### (6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

## 2. 選択項目

### 他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家を派遣予定である。受注者は、同専門家及び政策アドバイザーと連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第3条「2. 本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添「（参考）別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

(参考) 別途派遣する専門家の業務内容

①本事業の直営専門家 (2024年6月中旬頃から5年間の派遣予定)

< 指導科目 >

教員教育／低学年算数教育

<派遣の目的>

主に本事業の成果3に関する活動において、対象郡での TPD 実践支援にあたっての体制構築、LG 及び学校ベースの TPD 研修体制整備が円滑にすすむよう、対象郡を巡回して LG 関係機関、RE、各学校の校長・教員等とコミュニケーションを図り、学校レベルの TPD 活動が継続的に実施されるよう支援する。

<活動内容>

(本事業の成果3に関する活動を、業務実施受注者と連携して行う。)

- 3-1. 「教育の質の向上支援プロジェクト」によって開発された教師用指導書、児童用ワークブック、自習用教材を使って低学年算数を強化するためのオリエンテーション教材を開発する。
- 3-2. LG がロスター・エキスパート (Roster Expert : RE<sup>10</sup>) を動員するのを支援する。
- 3-3. TPD 支援活動についての戦略が LG によって立てられるよう支援する。
- 3-4. 学校レベルの TPD 活動について、LG が RE へガイダンスを提供するよう支援する。
- 3-5. オリエンテーション教材を活用して、LG と RE にオリエンテーション／研修を提供する。
- 3-6. RE が校長と協力し、特に低学年担当教員に重点を置いた算数授業の改善のための学校ベースの研修を計画／実施するように学校をモニタリング及び支援する。(カスタマイズ研修のフォローアップ)
- 3-7. 学校ベースの TPD が実施されるよう支援する。(例 授業研究、ピアラーニングなど。活動を学校改善計画に組み込む。)
- 3-8. 学校が TPD 活動を見直し、振り返り、改善するのを支援する。
- 3-9. 学校が実践を通して好事例や課題を特定するのを支援する。

<期待される成果> (本プロジェクトの成果3)

LG の支援のもと算数に重点をおいた低学年の授業改善のための学校レベルの TPD 活動が継続的に実施される。

②直営専門家（派遣予定、2024年5月～2026年5月）

< 指導科目 >

教育アドバイザー

<派遣の目的>

技術協力プロジェクトを通じた現場の知見を MoEST への政策提言に繋げるため、教育アドバイザーが MoEST の政策目標や活動、成果指標が技術協力プロジェクトと一貫性を持つように技術的支援を行い、日本の協力効果がネパール全国に展開され、SESP の目標達成に貢献する。特に SESP において重要な課題として取り上げられている教員の職能開発のための研修の支援に取り組むために、ネパール政府及び援助機関からの情報収集・調整を行いながら、支援策の具体化に貢献する。

<活動内容>

- 1-1 SESP の実施及び連邦制における教育改善のための課題を整理する。
- 1-2 MoEST、CEHRD 及び関係機関と調整し、JICA の技術協力プロジェクトに対し、SESP の一環として活動が適切に実施されるために助言する。
- 1-3 JICA 教育協力事業が SESP の一環として成果を発現するよう、MoEST、CEHRD 及び関係機関や他ドナーとの連携を推進する。
- 1-4 ネパール教育セクターにおける今後の JICA 協力プログラムの方向性を整理し、提案する。
- 2-1 SESP の実施過程を通して、MoEST、CEHRD 及び関係機関の政策策定やプロジェクト管理・実施のための能力強化に向けて、助言と支援を行う。
- 2-2 SESP の実施過程において、特に LG の TPD 実施のための能力強化に向けた方策案を準備する。
- 3-1 教育セクターの各種ドナー会合への出席やドナーとの面談を通して、援助動向に関する情報収集及び日本の支援の成果発信を行う。
- 3-2 他ドナーと連携し、JICA の協力効果を向上させるための検討を行う。

<期待される成果>

1. JICA の協力事業が SESP の一環として位置づけられ、SESP における JICA の支援領域の取り組みが促進・強化される。
2. ネパール政府カウンターパート機関の政策策定・実施能力が強化される。
3. 教育セクターに関わる多様なステークホルダーとの調整・協力が強化される。

## 共通業務内容

## 1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

## 2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

## 3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

#### 4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

#### 5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：教員教育に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

\* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：ネパール

## ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

本業務の契約期間は 2024 年 6 月～2029 年 6 月を想定

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 91.35 人月

業務従事者構成の検討に当たっては、教員教育・算数教育・教育評価分析・ICT・援助協調・研修デザインの専門性を持つ従事者を含めること。業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月1.70を含む（本経費は別契約で、定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連しJICAが契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。

#### 2) 渡航回数を目途 全49回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

本業務では、再委託を想定していない。

ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

### (4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- 討議議事録 (Record of Discussions : R/D)
- 詳細計画策定調査結果資料
- 「ネパール国教育の質の向上支援プロジェクト（第2期）業務完了報告書」

#### 2) 公開資料

- 「学校教育セクター計画」 (SESP) [1668690227\\_1997409338\\_Nepal\\_School\\_Education\\_Sector\\_Plan\\_final\\_2022.pdf \(moest.gov.np\)](https://www.moest.gov.np/1668690227_1997409338_Nepal_School_Education_Sector_Plan_final_2022.pdf)
- [教育の質の向上支援プロジェクト「事前評価表」 \(ODA 見える化サイト\)](#)

#### (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	一部は使用可能。プロジェクト開始時、先方と要相談。
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

### 3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2023年10月版）」（以下同じ）を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

#### (1) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。



(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

#### **【上限額】**

**517,788,000円(税抜)**

なお、定額計上分 20,861,000円(税抜)については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内の提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(3)別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

#### (3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

上記の費目については、直接経費分のみならず一般管理費等も提示ください。

一般管理費等の経費率は、見積書で適用した経費率を別見積でも適用ください。

#### (4) 定額計上について

定額計上分はプロポーザル提出時の見積には含めないでください。契約締結時に契約金額に加算して契約します。
---

上述(2)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場

合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	本邦研修にかかる経費		18,942,000円	受入期間の業務人月（教員教育及び研修デザイン分野、3号・4号を想定）1.1人月の報酬と直接経費	報酬 国内業務費
2	資料等翻訳・作成・印刷費		1,919,000円	資料翻訳費、教材作成費、印刷費、広報資料作成費	一般業務費

一般管理費等の経費率は、見積書で適用した経費率を定額計上分でも適用します。

（5）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（6）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。  
(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

別紙：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	55	
(2) 要員計画/作業計画等	15	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体 制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 「第1章 企画競争の手続き」の「4. (3) 日程」参照  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
  2. 実施方法： Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
    - (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
    - (2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
      - ① Microsoft-Teams を使用する会議  
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）行いません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
      - ② 電話会議  
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から JICA が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
- 注) JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上